

## Ⅱ 共済金請求関係

### 【事案Ⅱ－１】年金共済金請求

・ 平成 25 年 4 月 16 日 裁定終了

#### <事案の概要>

支払期間 10 年の定期年金に、掛金全額を一時払として加入したが、定期年金額から雑所得としての税金相当額を控除する結果、払込掛金額よりも受取総額が少なくなることについて加入時の説明がなかったことを不服として、控除された税金相当額を共済金として請求する申立てがあったもの。

#### <申立人の主張>

- (1) 他社が提案した年金保険よりも共済団体の提案した年金共済の年金支払額が多かったため、夫名義の契約を申立人自身が共済団体に出向いて締結した。
- (2) その際、雑所得として税金が引かれる説明はなかったし、約款も受け取っていない。(後日、証書が送付されてきたが、約款はなかった。)
- (3) 平成 24 年 7 月に夫が死亡し、受け取れる共済金額について共済団体に確認したところ、残り 2 回の年金総額 120 万円 (60 万×2 回) ではなく、年金開始時積立金 576 万円から既払年金総額 480 万円を控除した 96 万円であることが判明した。他の金融機関では、年金受取人を配偶者が引き継げる制度があるが、引き継げないリスクがあることについて共済団体から説明はなかった。
- (4) 税金や死亡共済金についての説明を聞いていれば、絶対加入しなかった。

#### <共済団体の主張>

申立ての金額は雑所得税の金額であるため、年金共済契約上なんら関係がないものであり支払えないとの判断を求める。

- (1) 8 年前の契約時の詳細な状況は把握することができない。
- (2) 約款は契約時に交付していると思われるが、証拠がない。申立人は当初、約款の所在不明とのことだったが、後日、契約時から受領していないとの主張に変わっている。
- (3) 共済団体以外の類似商品との比較は、申立人個人の選択によって契約されたものであり、今回の死亡給付金請求には関係がないと判断する。また、他の類似商品との比較については、別商品であるため回答できない。
- (4) 約款に基づいて説明しようとするも、理解できない等の発言もあり、最後まで説明させてもらえず、こちらの真意を理解してもらえない状態ではなかった。

## ＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面にに基づき審議した結果、下記理由により、申立人の請求は認められないとの裁定をし、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立人は、本件約款を受取っていないと主張し、共済団体は約款を交付したと思われる旨を主張しているが、約款の交付の有無自体を明確に認定することはできない。
- (2) しかしながら、元来、約款により定型的・画一的に多数人を相手として販売される金融商品については、一部の契約者との間で約款に存しない内容の契約が成立することは想定し難いし、また、一部の契約者へのみ約款上認められていない利益や不利益を与えることは、他の契約者との公平上、特段の事情のない限り禁じられていると解さねばならない。従って、約款の交付の有無によって共済金の支給についての関係が変わることはないと考えべきであり、すべての共済契約加入者について約款に基づく同一の法律関係で処理すべきものである。
- (3) 本件においても、申立人に対して、申立人の請求に係る金員を受領する権限を与えることは、約款に規定する共済金を超える金員を受領できる権限を与えることとなるので、申立人に対する約款の交付がない場合であっても、また、本件契約内容において、共済団体に口頭または文書による説明の懈怠ないし義務違反があった場合であっても、他の契約者との公平を害することになり許されるべきではない。
- (4) 従って、仮に、申立人に対する約款の交付がなく、共済団体に説明義務違反がある場合であっても、それに基づく損害賠償責任が共済団体に生じうるか否かはともかく、上記の通り、定期年金共済約款記載の内容の定期年金共済契約が成立したものとみるべきであり、申立人と共済団体との共済契約は当該約款に応じて処理されるべきものである。
- (5) なお、本件共済契約は、他の金融機関の商品とは別個のものであるから、本件定期年金共済契約の約款に基づいて解釈されるべきものであり、他の金融機関の商品と比較して解釈したり、それらを基に解釈すべきでないことはいうまでもない。
- (6) 従って、本件定期年金共済契約約款に基づいて解釈した場合は、申立人の請求を認めることはできないものであるから、当審議会は、申立人の請求は認められないと判断したので、よって主文の通り裁定する。